

## 平成30年第1回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成30年3月23日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

### 1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

### 2. 欠席議員

な し

### 3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 二本松 正 広 書 記 北清水 佳 代

### 4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	中 村 良 隆
教 育 長	玉 井 喜 廣	総 務 課 長	谷 口 壽
会 計 課 長	森 川 克 己	総 合 戦 略 課 長	泉 原 功
税 務 住 民 課 長	橋 本 清 考	環 境 安 全 課 長	深 水 滋
地 域 医 療 ・ 介 護 セ ン タ ー 長	中 村 俊 幸	福 祉 課 長	小 堀 勝 弘
建 設 課 長	岡 本 隆 司	水 道 課 長	藤 本 齊
農 林 水 産 課 長	森 下 精 彦	パ レ ア 文 化 課 長	飛 永 恭 子
歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	木 下 忠 幸

### 5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 8号 若狭町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 9号 若狭町社会福祉施設維持管理基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第10号 若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第11号 若狭町行政組織条例の一部改正について

- 日程第 6 議案第 1 2 号 若狭町個人情報保護条例及び若狭町情報公開条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 1 3 号 若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 1 4 号 原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 1 5 号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 1 6 号 若狭町パレオ若狭リラクゼーション施設条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 1 7 号 若狭町児童館条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 1 8 号 若狭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 1 9 号 若狭町国民健康保険基金条例及び若狭町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 2 0 号 若狭町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 2 1 号 若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 2 2 号 若狭町企業振興条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 2 3 号 農村地域工業等導入促進法の施行に伴う町税の特例に関する条例の廃止について
- 日程第 1 8 議案第 2 4 号 若狭町教職員住宅条例の廃止について
- 日程第 1 9 議案第 2 5 号 若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置について
- 日程第 2 0 議案第 2 6 号 福井県市町総合事務組合理約の変更及び財産処分について
- 日程第 2 1 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度若狭町一般会計予算
- 日程第 2 2 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度若狭町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度若狭町簡易水道事業特別会計予算

- 日程第 2 7 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度若狭町営住宅等特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度若狭町水道事業会計予算
- 日程第 3 4 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 3 5 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
- 日程第 3 6 議案第 4 2 号 財産の処分について（北前川区）
- 日程第 3 7 議案第 4 3 号 財産の処分について（大鳥羽区）
- 日程第 3 8 議案第 4 4 号 町道路線の変更について
- 日程第 3 9 議案第 4 5 号 町道路線の廃止について
- 日程第 4 0 議案第 4 6 号 若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレオ若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定期間変更について
- 日程第 4 1 議案第 4 7 号 若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 2 議案第 4 8 号 嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 3 議案第 4 9 号 嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 平成 2 9 年請願第 6 号 「米の生産費を償う価格下支え制度」の創設を求める請願（継続審査分）
- 日程第 4 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 6 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 7 議員の派遣について

(午前10時58分 開会)

○議長（原田進男君）

ただいまの出席議員数は、14名です。  
定足数に達しましたので、会議は成立しました。  
これより、本日の会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（原田進男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番、渡辺英朗君、4番、島津秀樹君を指名します。

～日程第2 議案第8号から日程第44請願第6号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第2、議案第8号「若狭町空き家等対策の推進に関する条例の制定について」から日程第44、平成29年請願第6号「米の生産費を償う価格下支え制度」の創設を求める請願までの43議案を一括議題とします。

この43議案については、各常任委員会に審査を付託したものであります。各常任委員長から、審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、渡辺英朗君。

○総務産業建設常任委員会委員長（渡辺英朗君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月2日、平成30年第1回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました案件は、議案15件、継続審査となっている案件が請願1件であります。

議案審査のため、3月5日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

まず、議案第8号「若狭町空き家等対策の推進に関する条例の制定について」は、町内の空き家等の活用及び流通を促進するほか、適切な管理が行われていない空き家等の改善または解消を図るため、空き家等対策の推進に係る特別措置法に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより町内の空き家等対策を総合的に進めるため、条例を制定

するもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、条例に管理不全状態とあるが、具体的にどのようなものか。

答、例えば通学路で風が吹いたとき、破損して児童に当たるとか、家が傾いてほかの家に被害を及ぼす恐れのある家屋である。

問、空家等対策協議会を設置しているが、どのような状況か。

答、平成29年度は有識者会議ということで、計画をつくるための会議を開催した。平成30年度以降は、この協議会を新たに法定協議会として立ち上げ、進めていくことになる。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「若狭町行政組織条例の一部改正について」は、若狭町の行政組織の一部を変更するため、条例の一部を改正するもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、1つの課に大きな負担がかかると、その課の職員が残業や休日出勤などの負担を強いられないか懸念する。全体の業務量が減って課が減ることなら理解できるが、業務量は変わらないのに課が減らされることによって弊害はないのか。

答、各課の人数についてはぎりぎりのところだが、行革による職員数の削減で、今回、給食センターの民営化と図書館窓口の業務委託により、そこに配属していた職員を各課に振り分けている。また、総合戦略課については、イベントがあれば今まではほかの課へ協力依頼をしていたが、課の中にある各室が連携を密にし、互いに協力していく。

問、給食センターの民営化に伴い、職員は全てほかの部署に配属になるのか。

答、正職員については、保育所や学校給食の調理員もしくは学校校務員として異動予定である。臨時職員については、受託する企業に入社する方もいる。

問、歴史文化課が縄文博物館へ移動するとなると、歴史文化館や熊川宿にある文化財の管理については、どこが主体的に行っていくのか。

答、事務所が縄文博物館に移動するというので、歴史文化課の学芸員が従来どおりの管理を行う。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「若狭町個人情報保護条例及び若狭町情報公開条例の一部改正について」は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、個人情報を主に扱う課以外から情報を知り得て、その情報を悪用する事件も起きているが、職員全体が条例改正の内容を把握する機会はあるのか。

答、内容については取り扱う課に周知している。窓口となる総務課が一括管理を行い、情報公開等の申請時には確認をしながら情報を公開し、十分に気をつけていく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、臨時職員も育児休業を取得できるということだが、育児休業を取得されている方はいるのか。

答、現在はいない。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」は、企業立地促進法に係る施策転換に伴い、条例の一部を改正するもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、施行期日を平成32年1月1日に決定した理由は。

答、すぐに施行するとなると、企業側に投資計画等の準備があるので、少し猶予期間を設けた。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について」は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正及び企業立地促進に係る施策転換に伴い、条例の一部を改正するもので、説明を受けた後、質疑に入

りました。

主な質疑では、

問、対象となる企業は若狭町に何社あり、減免の試算をしているのか。

答、企業立地促進法を適用している企業の実績は、平成27年度は2社、平成28年度は2社、平成29年度は3社に減免している。改正されれば1億円以上の投資が前提となるが、現時点で把握はできていない。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「若狭町企業振興条例の一部改正について」は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律及び農村地域工業等導入促進法の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、産業導入地区の説明の中で「農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業」とあるが、具体的にどのようなものを指定しているのか。

答、今までは工業5種というものがあり、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業が対象となっていた。今後は、サービス業など対象となる産業の業種が拡大される。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「農村地域工業等導入促進法の施行に伴う町税の特例に関する条例の廃止について」は、農村地域工業等導入促進法の改正により、同法第10条の規定が削除されたことに伴い条例を廃止するもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、「町税の課税免除又は不均一課税に伴う措置」が削除された背景はどこにあるのか。

答、土地、家屋、償却資産について町が減免措置を行うと、75%が交付税で補てんされる制度があったが、今回の法律改正で削除されたことにより、財政的な支援がなくなった。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「福井県市町総合事務組合規約の変更及び財産処分について」

は、平成30年3月31日付で、福井県市町総合事務組合から「こしの国広域事務組合」が脱退することに伴い、規約の変更及び財産処分について協議するため議会の議決を求めるもので、説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「財産の処分について（北前川区）」は、平成30年4月1日から、北前川区のセンター用地を北前川区に移管するもので、説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「町道路線の変更について」は、町道西部98号線の路線を変更するもので、説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「町道路線の廃止について」は、町道西部134号線を廃止するもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、この廃止路線に桜の木が植栽されているが、現状はどうか。

答、鹿による被害を受けており、対策を講じたが被害は収まっていない。ただ、枯れてはおらず、新芽が出てくる傾向にあるので、改めて網を高くし様子を見ている状況である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について」は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間、指定管理者に株式会社オーイングを指定するもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、公募では、株式会社オーイングしか応募がなかったのか。

答、株式会社オーイングについては、以前より意欲的であったので、今回は公募ではなく、特命による選定とした。

問、施設使用受給者負担金として年間240万円を町に納付されるということだが、どのように取り扱うのか。

答、積み立てをして、今後のリニューアルや大きな修繕に備えたいと考えている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号「嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について」は、

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間、指定管理者に夢源建築有限会社を指定するもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、納入方法については、指定管理者と納入業者との間で協議になると思うが、ほかの納入業者についても十分に配慮し、平等になるような方法をとるべきではないか。

答、納入方法や状況等を考慮し、指定管理者とも協議をしたいと思う。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間、指定管理者に有限会社音海興産を指定するもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、食肉を扱う施設なので、食品衛生に関する有資格者の保有は必要ないのか。

答、指定管理者を受けるまでに免許を取得すると聞いている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、継続審査の請願第6号「米の生産費を償う価格下支え制度の創設を求める請願」は、質疑の中での意見として、

意見1、県内で不採択とした議会もある。減反制度のあり方が変化してきており、飼料用米への転作助成金の増額や、農家の減収を補てんするための収入保険制度も新設された。また、農地の大規模化を評価する政府の方針も出ており、全国規模で供給量が調整されている。

意見2、収入保険は米農家にはマイナス効果であるが、野菜農家にとってはよいと思う。日本の1次産業である農業で米をつくっているのは、個人や個人が営む法人、営農組合であり、収益性が非常に悪いというのが実態である。農業をされている方の多くが営利目的ではなく、所有している土地を守らなくてはいけない。あるいは、依頼されて米をつくっているところがほとんどである。

との意見が述べられ、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の反対をもって不採択にすべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

教育厚生常任委員会委員長、福谷洋君。

○教育厚生常任委員会委員長（福谷 洋君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月2日、平成30年第1回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託された案件は、条例の制定、一部改正、指定管理者の指定期間の変更等、計12件であります。

議案審査のため、3月7日午前9時より、委員全員の出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

議案第9号「若狭町社会福祉施設維持管理基金条例の制定について」、審査の過程における主な質疑では、

問、条例第3条の2「基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」とあるが、町が有価証券にかえるなど投資的なことをするのか。

答、管理については会計課となるので、詳細についてはわからない。

問、ほかの基金条例で有価証券を用いて運用していることはあるのか。

答、基金の運用については、現在22億の各基金があるが、関係する8金融機関で定期預金として運用しており、株等の有価証券への投資はしていない。

問、五湖の郷から1,800万円を納付いただいているという説明であったが、これはどこに入っているのか。

答、土地建物貸付収入の財産収入として納付いただいている。

問、パレア若狭の介護サービス施設も基金対象施設になっているが、パレア若狭自体は別に修繕基金がある。修繕に対する施設の区分はあるのか。

答、パレア若狭の修繕に関しては、建物全体に係る部分であり、この基金条例にあるデイサービス関係については、建物の中になる部分の区分である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、審査の過程における主な質疑では、

問、今後、地域づくり協議会の中で有償ボランティアとして地域でしていこうとしているものについては、条例に定める指定事業所に入るのか。

答、この条例に関しては、介護保険サービスを利用していただくプラン作成業務を行うところが指定居宅介護事業所となる。あくまでも介護保険法制度の中でのプランをつ

くる事業所に関してのことである。

問、ケアマネと介護される方や家族とのマッチングがとれない場合があると聞くが、介護される方や家族がケアマネを選ぶことはできるのか。

答、サービスを受けられる方がケアマネを選ぶことができる。サービスを受けられる方と事業との契約となるため、交代することは可能である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「若狭町パレア若狭リラクゼーション施設条例の一部改正について」、審査の過程における主な質疑では、

問、施設の管理を町がすることになるが、何をするか決まっているのか。

答、パレアの湯に関しては現在のところ予定はない。カットハウスとマッサージについては、現在営業している業者と交渉をしている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「若狭町児童館条例の一部改正について」、審査の過程における質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「若狭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、審査の過程における質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「若狭町国民健康保険基金条例及び若狭町国民健康保険条例の一部改正について」、審査の過程における主な質疑では、

問、若狭町国民健康保険運営協議会の委員は、現在の委員のままで継続して委員会に入るのか。

答、現状のままの運営協議会の設置で行っていききたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「若狭町介護保険条例の一部改正について」、審査の過程における質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、審査の過程における主な質疑では、

問、この条例もそうであるが、条例というのは国が定め全市町村が改正等の同じような作業をしなくてもいいというものが多々ある。この条例であると、介護される方が施設に入所して喜んでいただき、身体拘束もなくし問題が起こらないように各市町村の裁量でするようにということである。問題が起これば、交付金をカットするような大枠、目的を国が決めて、各市町村の裁量ですということになれば、このような大量の資料は要らない。国は大変無駄なことをしていると思うが、今後、国の方針を変えるようなことを、県の首長会議等で提言できないか。

答、基本的には地方分権であると思う。地方分権をどうしていくかということで、規制緩和も含めいろいろしている。問題は、福祉については幅広く、対象者の症状、家庭環境など全ての条件がばらばらである。これを県や各市町村に委譲されてきたときに、裁量の中でできるかということが一つの問題である。ただ、御指摘のあったことについては、県の会議等で伝える。

問、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に、「日中・夜間を通じて定期的に訪問し介護を行う」という記載があるが、このことを実施している事業所は、町内にあるのか。

答、実施している事業所は町内にはない。訪問看護に関しては、社協が実施している。

問、時間は、18時から翌朝8時までか。

答、24時間の実施をしている。看護はあるが介護はない。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「若狭町教職員住宅条例の廃止について」、審査の過程における主な質疑では、

問、この教職員住宅は取り壊す予定なのか。

答、取り壊す費用を30年度予算で計上している。

問、有効的に使う方法はないのか。修繕費がかかってくるのはわかるが、例えば修繕をしてから民間事業者に引き続き使用をしてもらうような検討をしたのか。

答、非常に簡易な建物であり壁も薄い。最近ではプライバシーのことがあり、修繕をしても使ってもらえるようなものではない。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号「若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置につい

て」、審査の過程における主な質疑では、

問、今まで美浜町と共同設置をしていたが、審査会の体制が変わることで、審査する1件当たりの審査費は高くなるのか、安くなるのか。

答、1件幾らという形ではない。

問、第8条の負担金に、均等割30%、審査件数割70%と記載がある。これで計算した場合、今までより若狭町の負担分は高くなるのか、安くなるのかということ。

答、高くなる。ただ、介護保険審査の関係で、若狭町としての負担分、開催をしていた費用は安くなる。

問、高くなるとの答弁ではなかったか。

答、障害者の部分だけ捉えると高くなるが、介護の部分を含め2つを合わせると、広域、共同等設置をすることにより、全般的には下がるということ。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号「財産の処分について（大鳥羽区）」、審査の過程における主な質疑では、

問、固定資産の評価をすると、土地と建物について、現在ほどのくらいになるのか。

答、評価までは調べていない。

問、このような土地、建物について評価はしないのか。

答、この建物については、昭和58年に児童館整備事業補助金を受けて、実質は大鳥羽区公民館ということで稼働している。評価額についてはわからない。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレア若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定期間の変更について」、審査の過程における質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

予算決算常任委員会委員長、坂本豊君。

○予算決算常任委員会委員長（坂本 豊君）

予算決算常任委員会の平成30年度予算の審査報告をいたします。

去る3月2日、平成30年第1回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました議案は、議案第27号「平成30年度若狭町一般会計予算」から、議案第41号「平成30年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの計15議案であります。

これら15件の議案審査のため、3月12日及び3月14日の2日間、委員全員出席のもと、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第27号「平成30年度若狭町一般会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を97億6,259万円とし、前年度6月補正予算後との比較では7,931万6,000円の減額で、率では0.8%の減少となっています。

予算内容の歳入では、町税の総額が17億3,604万3,000円で1%の減少。地方交付税については38億7,700万円で0.4%の増加。国庫支出金は5億3,341万1,000円で28.0%減少。県支出金は12億645万8,000円で7.3%の増加。繰入金は5億9,473万円で24.4%の増加。町債は6億2,650万円で11.4%の減少となっています。

次に、歳出の主なものは、総務費では13億1,331万4,000円となり、前年度に比べ1.6%の減少。これは、職員人件費の減少、町長及び町議会議員選挙費の減少などによるものです。

民生費では23億1,072万7,000円となり、国民健康保険特別会計繰出金事業の減少など、3.2%の減少です。

衛生費では10億5,392万3,000円となり、公立小浜病院組合負担金の増加などで5.2%の増加です。

農林水産事業費では12億3,918万1,000円となり、園芸産地総合支援事業や、水産業強化支援事業の増加などで7.5%の増加です。

商工費では4億1,402万5,000円で、企業誘致促進事業の増加などで29.4%の増加です。

土木費では6億4,557万6,000円で、三方PAスマートIC整備事業の減少などで24.7%の減少です。

消防費では4億1,327万3,000円で、負担金の増加などで10.1%の増加です。

教育費では10億223万4,000円で、給食センター費の減少であるものの、

0. 1%の増加です。

町の借金を返済する公債費では12億5,525万8,000円となり、2.6%の減少となっています。

以上が、一般会計予算の概要であります。

それでは、一般会計予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連では、

問、農楽舎を支援していたはずである。それをやめるということはどういうことか。

答、指定管理をするときに、内容については説明している。指定管理料の350万円については、支出をしないという説明はしている。

問、職員数は一般会計で8名減、上中診療所事業会計で5名減、介護保険事業勘定会計で2名増となって、11名減となっているが、これは退職するというものでいいのか。

答、退職する人数から、平成30年度で採用する人数の差し引きである。

問、今までよりも少ない人数で、今までと同じ業務をするということか。

答、そのとおりである。給食センターと図書館窓口の業務委託については大きな変革の一つであるが、各課の業務についても人数が減る課も出てくる。

問、歳出を確認すると、総額で約12億円の返済をするところある。実際に基金が減っている額は現在どのぐらいであり、来年度の基金はどのぐらい減るのか。

答、財政調整基金について、平成28年度末で6億8,286万6,000円である。平成29年度については、取り崩しもさせていただいたが、繰越金の半分を積むとか、3月補正でも積み直しなどをしているので、平成29年度末残高見込みは約7億2,000万円弱になる見込み。約4,000万円増額するが、今後の予定では1億円を取り崩す予定になっている。予算が反映されると約7億1,000万円から1億円が減額となり、約6億1,000万円になる。

合併地域振興基金については、10億円を超えたぐらいあったが、平成30年度に取り崩しをすると、平成30年度末残高で約2億5,000万円になると予想される。

次に、総合戦略課、政策推進室関連では、

問、デマンド運行事業で、運賃はどれぐらい値上げするのか。

答、先日の地域公共交通会議でも提案をしているが、現在の300円から平成30年度中に500円にできないかという協議をしている。

問、200円値上げをする理由は何か。

答、コミュニティバスが常神からレイクヒルズ美方病院まで運行しているが、距離に

応じて運賃が変わる。その一番高い運賃が500円である。西浦地域でもデマンドタクシーの運行ができないのかという話もあり、500円にあわせてはどうかということで検討をしている。

問、デマンド運行事業の件。現在の方法のまま値上げをすると、割高になるので利用者が減るのではないか。乗り合い率については、県からの補助関係など、もう少し上げていかないともったいない。現状で利用者は固定されており、ルート、時間等の組み合わせについて事業者と相談して、乗り合い率を上げていかないといけないのではないか。

答、事業者と連絡を密にして、十分に検討をする。

問、企業誘致促進事業の2億5,500万円、高槻電気工事等に支払いをするということであるが、従業員が約160名で、若狭町在住の従業員数は40名ということで、全体の約25%ということである。これから企業誘致をしていくとき、そのような若狭町在住の方を採用する指導は町でしているのか。

答、企業誘致の際については、町内に居住していただけるようお願いをしている。設備投資についても、消耗品等の購入に際しても、町内での購入をお願いしている。今回進出したアイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社についても、なるべく町内で居住していただくようお願いしている。小浜市に寮があるが、そちらと併用し、一戸建て住宅等の借り入れ等も検討していただいている。

問、次世代定住促進事業にある出張いきいき保育であるが、内容はどのようなものか。

答、若狭町の保育の取り組みについては評価が高い。一昨年から都会へ出向き、昨年度は横浜、今年度は大阪等へと出向き保育の現状や内容についてPRして、それを若いお母さん、お父さんに見ていただいて、移住につなげるものである。

観光交流室関連では、

問、滞在型観光推進事業、逸見勘兵衛家の土蔵を改修するということであるが、改修費については全て若狭町の業者に落ちるのか。

答、入札等で工事発注となるが、なるべく町内業者を採用することを考えていきたい。

問、なるべくではなく、地域業者を潤わさないといけないので、町外業者を使わないようにするよう。

答、そのようにさせていただく。

問、旧逸見勘兵衛家には、年間の宿泊者数はどれくらいか。

答、平成28年で97名35組。平成29年については、12月現在で、109名47組の実績である。平均して約50組である。

問、年間50組であると月平均4組ということである。地域の方で運営されているということであるが、最終的な目標はどこに持っていきたいのか。

答、現在の利用者、年間50組を約30%上げたいと考えている。65組から70組程度の利用者まで上昇させたいと考えている。

問、若祭の予算であるが、本当に300万円のできるのか。平成28年度の予算は幾らであったのか。

答、平成28年度の予算は800万円を計上していた。今回、500万円を減額して300万円だけの計上であるので心配をさせていただいているが、イベントについては予算が多くあればいろいろなことができるが、少ない予算でも効果的な組み合わせを十分に検討をして、皆様に満足いただけるようにしたい。

問、観光協会が道の駅三方五湖に入っている。観光協会に対しての委託料等もあるはずであるが、幾らか。

答、観光協会への委託料は便所清掃等であり、道の駅熊川が180万円、道の駅三方五湖が150万円である。

問、温泉設備事業で1,325万7,000円。この財源内訳に、貸付収入ほかとして387万7,000円とある。この内容は何か。

答、4月から指定管理者が変更となる。指定管理者との取り決めで、月20万円として年間240万円を納付していただく。残り147万7,000円は、温泉水使用料として納付いただくものである。

国体推進・地域活性化室関連では、

問、河内川ダム周辺設備事業の委託費に記念碑設計業務があるが、どのような記念碑を建てるのか。

答、地元住民の要望では、河内川ダムで出た石を使ったものをつくりたいという要望が出ている。

問、地域おこし協力隊事業の賃金861万4,000円は4名分であるのか。また、使用料及び賃借料の293万円は何か。

答、賃金は4名分である。使用料及び賃借料は車両リース料である。梅関係の方については、軽トラックのリースをしている。また、パソコンリース料や、ほかには住居費も入っている。

特産振興室関連では、

問、就農定住研修事業609万6,000円、農楽舎に対しての負担金400万円は、平成29年度も計上していたのか。

答、国の地方創生交付金を充てて計上した。

問、委託料についてもあったと思うが、今まで約1,000万円近く町が農楽舎に支援をしていたが、平成30年度は600万円になったということか。

答、平成29年度の違いは、指定管理料350万円について、平成30年度は町からは出さないことになった。

次に、環境安全課関連では、

問、下夕中のクリーンセンター上中であるが、ごみがだんだんと積み上がり、有田側から見ると袋の山が見える。何か目隠しのようなものをするなど方法はないのか。

答、ごみを埋め立てする方法について指導をしている。御指摘のとおり、目立たないようにすることについても検討していきたい。

問、斎場管理運営事業の空気環境測定業務委託94万円とあるが、どのような検査測定をするのか。

答、空気環境測定業務委託とは、焼却処理をするが、その排気について検査をするものである。主にダイオキシン関係の検査測定をしているので高額となっている。

問、霊柩車運転業務委託129万6,000円。若狭町行財政改革プランにおける霊柩車運転業務については、削減にして業務をなくすとどうなるのか。

答、霊柩車運転業務委託について近隣市町で調査したところ、若狭町と美浜町だけ町で霊柩車を所有し運転業務を委託している。そのほかの市町については、葬祭業者が全て行っている状況である。今後、民間に委ねることも考えている。

問、上中地域に広域の可燃ごみ施設ができるということであったが、高浜町に変更となり、今後三方地域住民のごみの負担がふえていくのではないのかという意見がある。若狭町はこのような方向へ進んでいるということ、どこかで表明しないといけないと思うが、どうか。

答、可燃ごみであるが、3月26日に若狭広域行政事務組合の議会があるので、そちらでまず説明がある。高浜町に決定したわけではなく、環境アセスをするということが決定した。現在のところ、平成30年12月までに場所決定をする。これについては合意形成が必要である。高浜町に決定すると、中継点が1つ必要になる。負担については今までとは変わらない。

次に、税務住民課関連では、

問、固定資産税の3,496万円の減額。これは評価がえの時期が来ているというこ

とか。新築の家が建設されず、評価が落ちてきているというような根拠があるのか。

答、大きな減収の要因については、経年劣化で評価が落ちるよりも、新しい家屋が建たず増額が少ないということであるが、土地についても若干評価額は下がっている。

問、法人税2，200万円の増額。会社の業績によるものがふえたということか。

答、今回、大型企業の進出による増収を見込み増額とした。

次に、建設課関連では、

問、多面的機能支払交付金事業の県支出金1億568万8,000円。平成29年度予算は5,765万3,000円の計上であり、比較すると随分増額しているが、特別な理由があるのか。

答、平成29年度当初予算は、骨格予算として集落分だけを計上していた。6月補正で土地改良分も含めて計上しているので、平成29年度と規模についてはほぼ同じである。

次に、福祉課関連では、

問、あかちゃんスマイル事業、341万円。紙おむつ等を購入した費用の一部を補助するということであるが、紙おむつ等は若狭町で購入した場合に補助するということか。

答、若狭町内で購入していただいた分の経費について、3万円を上限に補助をするものである。

次に、パレア文化課関連では、

問、文化振興事業の若狭町文化協会補助金51万3,000円と、若狭町文化祭補助金51万円とあるが、文化祭は町が主催となると思うがどうか。

答、文化協会主催の実施を強く望まれており、補助金に変更した経緯がある。補助金の中で内容を見直し、今回51万円を計上したということである。

問、パレア若狭を運営していくには年間約1億円かかるということであるが、パレア若狭管理事業の工事請負費388万8,000円は何か工事をするのか。そして、図書館分が民間委託することにより、約300万円減額ということであったが、図書館費を確認すると、平成29年度よりも278万1,000円の増額となっている理由は何か。

答、工事については、舞台の吊り物で設備改修。また、平成29年度は12月補正で職員人件費の分を増額しており、予算額は4,323万9,000円である。

次に、歴史文化課関連では、

問、熊川の昨年度までの入込客数などの資料が重要であると思うが、熊川宿での入込

客数と費用効果はどうなっているのか。

答、入込客数については平成28年度は約42万人、平成29年度も約42万人である。若干減少している部分もあるが、それぐらいで推移をしている。まだまだ素通りするお客様が多いので、足をとめて来ていただき、お金を落としていただくような活用を、これからも考えていきたい。

問、熊川保存整備事業（重要空き家活用整備）、この美術館について、まだ工事中であるということであるが、いつ完成をするのか。また、カフェについて平成30年度に工事をするということが、運営についてはNPO法人若狭美&Bネットの方がされると思うが、営業は毎日するのか聞いているのか。

答、美術館については平成30年3月末で完成する方向で工事を進めている。5月のオープニングを予定している。カフェについては、地元にも商売される方がおられるので調整を図り、NPO法人若狭美&Bネットの方を中心に、競合しないようにカフェ運営をされると聞いている。最初は週4日程度の営業ということであるが、美術館とカフェがセットで完成すれば、毎日営業されるようである。

次に、教育委員会関連では、

問、学校・保育所規模配置適正化事業について、これまで町長は「私の在職中は統廃合するつもりはない」との答弁があった。子供が減少傾向にあり、慌てて事業をしなければならないようになってきているが、もう少し早期に取り組むべきではないか。

答、平成29年度は学校運営費と交付税額と約2,000万円の差が出てくる。私が在職しているときは交付税額と学校運営費は同額程度であった。皆様方と公約をして、地域づくり協議会をつくりながら、共存共栄で「みんなで創るみんなのまち」を掲げ、その母体は小学校を1つの単位としなければならないということで、この若狭町のまちづくりをつくっていきたくて皆様にご訴えてきた。しかし児童数の減少が余りにも大きく、慎重に進めるべきであるが、検討しなければならない時期が来たということで、今回この予算を計上した。

問、児童生徒数に対しての補助金があるということであったが、出生率に関しては若狭町になった当初からデータはしっかりと出ていたはずである。やはり財政改革をしていくためには、10年から20年先を見ていかないと無駄な出費が続くがどうか。

答、学校再編については、議会と行政が一体とならないと難しい面があると思うので、御協力いただくようお願いする。

問、平成29年度より、総額2,019万1,000円が増額になっている。どの部分で増額となっているのか。

答、英語教育推進事業でALT 1名を増員しているの、500万円を増額している。また、地域と進める体験推進事業は、一部の小学校でふるさと教育を実施していただいているが、平成30年度については全ての学校が取り組むことになり、240万円を増額計上している。

問、平成30年4月からの若狭町給食センター業務体制について、人員配置が現行から3名増員するということであるが、町の意味で増員したのか。今までに不都合なことがあり増員したのか。あるいはサービス提供量をふやすために増員したのか。増員した目的は何か。

答、受託先である業者が、安全な給食の提供について主眼に置かれ、調理員について余裕がある形で配置し、運営していくということである。受託業者が安全な給食提供のために、増員をして配置したということである。

次に、地域医療・介護センター保健医療課関連では、

問、公立小浜病院組合負担金事業のレイクヒルズ美方病院負担金1億5,379万円。検討委員会の設置をしているが、限度額を決めるということできないのか。

答、レイクヒルズ美方病院については検討委員会で検討しているが、平成29年度で報告書をまとめた。報告書の中で、御指摘の金額の限度額については、まだ具体的に結果は出ていないが、改革として取り組むべきことをまとめた。報告書については、今後説明もさせていただくので御理解をいただきたい。

問、今回の行財政改革により、高齢者予防接種の助成額を1,300円から1,000円に、成人保険事業のがん検診については75歳以上の自己負担金を有料にしたということであるが、近隣市町と比べてどのような状況であるのか。

答、若狭町の接種料が1番高くなる。

問、今までの1,300円の助成であればどうだったのか。

答、1,300円であっても1番高い。がん検診については、平成29年度までは一部負担金を徴収しているほか市町はあったが、若狭町は無料であった。平成30年度からは若狭町が一番高い自己負担額となる。

質疑を終結し、討論に入り、行財政改革を掲げて平成30年度の一般会計予算、特別会計企業会計、合わせて163億9,744万9,000円であり、わずか3億2,277万2,000円の削減であり、多くは補助金である。

町民の楽しみでもある温泉入浴券も対象となっている。入湯税では、日帰り者で674万3,200円あることから、この議案に反対であるとの反対討論が出されました。

ほかに討論はなく、議案第27号「平成30年度若狭町一般会計予算」について審査

の結果、委員多数の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計予算及び企業会計予算の主な内容について申し上げます。

まず、議案第28号「平成30年度若狭町国民健康保険特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を18億2,167万2,000円とするもので、歳出の主なものは、保険給付費で13億4,164万2,000円、国民健康保険事業費給付金で4億172万8,000円、保険事業費で5,671万8,000円を計上。

歳入では、国民健康保険税で2億9,841万7,000円、県支出で13億8,896万2,000円、一般会計繰入金1億3,413万7,000円などを計上して均衡が図られています。

次に、議案第29号「平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を1億8,613万円とするもので、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合給付金1億8,256万8,000円及び保険料徴収に係る費用で、これらの財源として保険料1億3,722万7,000円及び一般会計繰入金などを計上して、収支の均衡が図られています。

次に、議案第30号「平成30年度若狭町直営診療所特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を9,127万5,000円とするもので、三方診療所で8,897万1,000円、巡回診療所分で230万4,000円を計上。歳入で、診療収入や一般会計からの繰入金などを計上し、収支の均衡が図られています。

次に、議案第31号「平成30年度若狭町介護保険特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を19億2,999万4,000円とするもので、介護保険事業勘定に19億730万6,000円、介護保険サービス事業勘定に2,268万8,000円を計上し、地域の実情にあった質の高いサービスの提供に努めることとしています。

次に、議案第32号「平成30年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を1億4,546万3,000円とするもので、歳出では簡易水道施設管理費に6,452万2,000円を計上し、歳入では使用料1億3,350万6,000円、一般会計繰入金681万円を計上し、収支の均衡が図られています。

次に、議案第33号「平成30年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」ですが、歳入歳出の総額を164万円とするものです。災害補償費に100万円を計上し、財源には賦課金などを充当されています。

次に、議案第34号「平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」ですが、歳入歳出の総額を4億1,416万1,000円とするものです。歳出では、集落排水処理施設管理費に1億2,956万2,000円などを計上して、施設の適切な運

営に努められています。これらの財源として、使用料1億2,751万1,000円、一般会計からの繰入金2億5,150万9,000円などを計上して収支の均衡が図られています。

次に、議案第35号「平成30年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を6,574万6,000円とするもので、歳出では、漁業集落排水機能診断調査業務委託に2,721万6,000円を計上しています。歳入では、使用料2,043万1,000円及び一般会計繰入金3,665万7,000円などを計上して、収支の均衡が図られています。

次に、議案第36号「平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を5億2,090万2,000円とするものです。歳出では、公共下水道施設管理費に1億1,522万3,000円などを計上しています。これらの財源として、基金繰入金1,312万円、使用料1億2,646万1,000円、一般会計繰入金3億6,932万9,000円などを計上して収支の均衡が図られています。

次に、議案第37号「平成30年度若狭町営住宅等特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を3,380万2,000円とするものです。本会計は町内の町営住宅及び公営住宅の各施設を管理するもので、歳出では、住宅管理費に2,106万2,000円、公債費に1,254万円などを計上しています。これらの財源として、使用料2,813万1,000円及び一般会計繰入金564万2,000円などを計上して、収支の均衡が図られています。

次に、議案第38号「平成30年度若狭町土地開発事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を6,504万7,000円とするものです。歳出では、上瀬住宅団地や天徳寺住宅団地などに関する管理費1,899万6,000円、公債費に3,873万7,000円などを計上し、歳入では、分譲地の売却収入として2,338万円、基金繰入金3,884万5,000円などを計上して、収支の均衡が図られています。

次に、議案第39号「平成30年度若狭町水道事業会計予算」ですが、収益的収入及び収益的支出の予算額を、それぞれ1億9,180万1,000円とし、資本的収入の予定額を1億3,815万6,000円、資本的支出の予定額を3億456万9,000円とするものです。収益的収入及び支出では、給水施設の維持管理費や減価償費などの費用を、使用料などの収益で賄うものであります。また、資本的収入及び支出では、資本的支出における配水施設改良費で2億1,124万9,000円を計上し、配水施設拡張費として県営河内川ダム建設費に係る負担金4,218万4,000円を計上しました。

この財源には、国県補助金3,513万3,000円及び一般会計出資金705万1,000円、企業債9,500万円などを計上し、資本的収入が資本的支出に不足する額は、1億6,641万3,000円、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金などで補てんをされています。

次に、議案第40号「平成30年度若狭町工業用水道事業会計予算」ですが、収益的収入の予定額を2,764万8,000円、収益的支出の予算額を3,816万5,000円とし、資本的収入及び資本的支出予定額をそれぞれ2,854万6,000円とするものです。本会計は、若狭町中核工業団地で操業する企業に工業用水を供給するもので、各企業への安定供給に向け、供給施設の維持管理に努める予算となっています。財源には、給水収益を初め、県営河内川ダム建設に係る、国、県からの補助金などが計上されています。

次に、議案第41号「平成30年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」ですが、収益的収入の予定額を5億2,409万9,000円、収益的支出の予定額を5億6,731万円、資本的収入の予定額を2億1,198万円、資本的支出の予定額を2億2,863万6,000円とし、資本的収入が資本的支出に不足する額は、減債積立金取り崩しなどで補てんされています。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

直営診療所特別会計予算関連では、

問、三方診療所の患者は1日平均何人であるのか。

答、30人である。

問、三方診療所はレントゲン、内視鏡の医療機器はどのようなものがあるのか。

答、レントゲン、エコー、内視鏡がある。

問、その操作は医師がしているのか。

答、医師と、補助で看護師が操作している。

次に、介護保険特別会計関連では、

問、第1号被保険者保険料、3億7,645万1,000円、この負担が22%から23%に上がったということであったが、同じ人数であれば、当然、保険料が上がるはずであろうと思うが違うのか。

答、給付費に対しての率である。第6期の基金を約6,000万円充当することになったので、差し引きをして若干減額になっている。

問、償還金1,508万円は、パレア若狭の償還金ということであったが、パレア若狭建物の償還金ということか。

答、パレア若狭建設時に、介護施設を中につくっているため、その分で起債を借りている。

問、それは介護保険会計で償還するのか。

答、パレア若狭の分については、平成46年度までの支払いとなるが、当時、約2億8,400万円借りている。その償還に係る分の計上となる。

次に、農業者労働災害共済事業特別会計関連では、

問、この共済に何名かの方が加入して運営しているのか。加入者は徐々に減ってきていると思うが、最終的にこの共済事業について廃止することは検討しているのか。

答、平成29年度実績で562名の方が加入されている。また、平成28年度が610名、平成27年度が675名、平成26年度が707名であり、農地集積が絡んでくると、年々加入者が減少してくると予想される。この制度については、認定農業者から残してほしいという意見があり、現在に至っている。今後のあり方については検討していきたい。

次に、農業集落排水処理事業特別会計関連では、

問、農業集落排水処理施設建設費、1,425万6,000円。平成30年度機能診断調査等は田井地区と遊子地区とあるが、田井地区の処理場は、大雨が降り洪水になるといつも冠水するが、そのようなことも含めて全体的に最適化していくのか。

答、田井地区は湖等の水位が上がると冠水する状況であるので、そのようなことも含めて施設機能の診断を行い、次の最適化構想につなげていこうという計画をしたい。

問、農業集落排水会計は、1億2,752万6,000円は収入であるが、そのために4億1,416万1,000円がいる。公債費の2億3,950万9,000円は一般会計から、設備については全て繰り入れをしている。あとの部分について、使用料で賄えないのか。

答、起債関係償還金については一般会計から繰り入れをしているが、そのほかについては使用料収入で賄っている。基金を取り崩して、一般会計繰入金プラス基金の繰り入れをして賄っているということである。

次に、漁業集落排水処理事業特別会計関連では、

問、漁業集落排水施設建設費、2,721万6,000円。これは建設までなのか。それとも、業務委託の分だけなのか。

答、委託だけの予算である。

問、委託だけでこれだけかかるのか。

答、4つの処理区があり、合計して2,721万6,000円である。

次に、公共下水道特別会計関連では、

問、公共下水道施設管理費、前年度予算と比較して1,590万4,000円の約1割が減額になっているが、理由は何か。

答、施設管理費の中に工事請負費があり、平成29年度の工事請負費と比較して減額になったということ。

次に、町営住宅等特別会計関連では、

問、公営住宅管理事業の負担金、75万8,000円。天徳寺公営住宅を取り壊したので、転居をした2名分の家賃差額を支払っているということであったが、もう1年以上支払っているのではないか。

答、天徳寺公営住宅から転居してもらわないといけないということで、大鳥羽公営住宅にも数名入居してもらっているが、入居できなかった方については、現在の上中コーポに入居していただいている。その条件として、公営住宅として入居するということで、差額を町が負担しているということ。

問、新しい公営住宅が建設するまでは、差額支払いは続くということか。

答、そのとおりである。

次に、土地開発事業特別会計関連では、

問、一般会計繰出金、653万円。この部分について繰り出しをしないで、土地開発会計の基金に積み立てておいてはどうか。土地開発会計だけで基金に積み立てていくことはできないのか。

答、どちらも捉え方であろうと思うが、財政担当とよく相談して、一番よい方向にしたい。

次に、水道事業会計関連では、

問、熊川浄水場急速ろ過施設の老朽化による設備修繕工事、1年から3年目とあり、工事費8,000万円となっているのは、平成30年度が8,000万円、平成31年度も8,000万円、平成32年度も8,000万円ということか。それとも、3年間で8,000万円ということか。

答、工事費の総額は1億5,000万円を予定している。そのうち、1年目として8,000万円を計上している。

次に、工業用水道事業会計関連では、

問、収益的収入2,764万8,000円、収益的支出が3,816万5,000円。収益から支出を差し引くと、マイナス1,051万7,000円である。今回、進出されたアイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社がどれだけ使用するかわからないが、

稼働すれば採算がとれるようになるのか。それとも、ずっと赤字のままであるのか。

答、アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社については、収益について約420万円を見込んでいる。会計上の収支としては、もう少しよくなると予想するが、このままマイナスが続くと見込まれる。ただ、現金としては減価償却費であるので減ることはなく、今のところ過去の未処分利益剰余金があるので、赤字にはならず問題はない。

次に、国民健康保険上中診療所事業会計関連では、

問、年間の外来患者数は1万7,300人。一日平均の患者数は何人か。

答、71人である。

問、三方診療所の倍ぐらいの患者数ということか。

答、そのとおりである。整形外科も入れて71人である。

問、三方診療所には一般会計からの繰入金は710万円である。上中診療所には一般会計から1億2,000万円の繰入金がある。三方診療所には、レントゲン、エコー、内視鏡の操作は医師が全て行っている。上中診療所も、改革するなら三方診療所の規模にすればいい。

答、このことについては御指摘のとおりであると思う。5年間で1億2,000万円を減額していけるように経営をしていきたいと考えている。職員の意識も変えていかなければならないので、一気にできないのが現状である。

問、予算が余っているからこの改修工事をしなければならないということの話を聞き驚いた。これは大変なことであると思った。この改修工事については、予算が余ったから施工するという問題ではない。私は、このことについては認められない。平成29年度予算説明時に、一時借入金が1億2,000万円で、平成30年度予算では3億8,000万円ということであるが、この理由が何か説明してほしい。

答、一時的に必要な額の限度が、2月から3月で約3億円あるので計上している。平成31年度以降は、もとの1億2,000万円に戻る予定である。今回は工事費支払い関係による収入が1カ月おくれになるということに対する一時借入金である。

問、改修工事でエアコンをそのままにしておくと、患者に迷惑をかけることになる。これだけでも認めてもらえるように説明していかないといけないと思うがどうか。

答、平成29年12月までは改修する予定はなかった。それが故障して、業者に確認してもらったりしている。冬はストーブでどうにかできるが、これから暑くなるとそういうわけにはいかない。旧館トイレがなくなり、追加資料にあるトイレに集中をする。高齢者の方が多く通所されている診療所であるので、段差と和式トイレ改修については、どうしても施工したい。

問、予算決算常任委員会で、「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算」審査時の説明で、「今回の改修工事の管理方法について、1週間に1度の会議を2週間に1度ということで経費が削減できた」ということであった。今、発生した、改修しなければならないところで使うということであれば、改修工事をしなければならない意味がわかるが、ほかの事業について、苦勞して削減しているということの意識をして、どうするのか判断を迫られている。

答、工事費に係る部分については資本的な部分であるので、全て企業債を充当して行うものであり、収益的部分を回すことはできない。予算上で性質の違う部分である。行財政改革をして非常に厳しいということは、十分に理解しているつもりである。

以上、議案第28号から議案第41号までの特別会計予算及び企業会計予算14議案について、1議案ずつ審査をした結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

なお、可決された議案第41号「平成30年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」において、平成29年度からの継続費を設定して実施している上中診療所改修工事で、新たな追加工事予定の考えを指摘する意見が出され、この議案に対し、附帯決議案が提出されました。採決の結果、全員の賛成をもって附帯決議を付すことに決定しました。

附帯決議された意見書を真摯に受けとめ、改修工事について、再度検討、精査されることを願うものであります。

以上、本委員会の予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

以上で委員長の報告が終わりました。ここで暫時休憩します。

（午後 0時17分 休憩）

（午後 1時13分 再開）

○議長（原田進男君）

再開します。委員長の報告は終わっています。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第8号「若狭町空家等対策の推進に関する条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第8号「若狭町空家等対策の推進に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は、起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第8号「若狭町空家等対策の推進に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「若狭町社会福祉施設維持管理基金条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第9号「若狭町社会福祉施設維持管理基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第9号「若狭町社会福祉施設維持管理基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第10号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第10号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「若狭町行政組織条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第11号「若狭町行政組織条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第11号「若狭町行政組織条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「若狭町個人情報保護条例及び若狭町情報公開条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第12号「若狭町個人情報保護条例及び若狭町情報公開条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第12号「若狭町個人情報保護条例及び若狭町情報公開条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第13号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第13号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第14号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第14号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第15号「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第15号「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「若狭町パレア若狭リラクゼーション施設条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第16号「若狭町パレア若狭リラクゼーション施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第16号「若狭町パレオ若狭リラクゼーション施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号「若狭町児童館条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第17号「若狭町児童館条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第17号「若狭町児童館条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「若狭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第18号「若狭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第18号「若狭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「若狭町国民健康保険基金条例及び若狭町国民健康保険条例の一

部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第19号「若狭町国民健康保険基金条例及び若狭町国民健康保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第19号「若狭町国民健康保険基金条例及び若狭町国民健康保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「若狭町介護保険条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第20号「若狭町介護保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第20号「若狭町介護保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第21号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第21号「若狭町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号「若狭町企業振興条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第22号「若狭町企業振興条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第22号「若狭町企業振興条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号「農村地域工業等導入促進法の施行に伴う町税の特例に関する条例の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第23号「農村地域工業等導入促進法の施行に伴う町税の特例に関する条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第23号「農村地域工業等導入促進法の施行に伴う町税の特例に関する条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号「若狭町教職員住宅条例の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第24号「若狭町教職員住宅条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第24号「若狭町教職員住宅条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号「若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第25号「若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第25号「若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号「福井県市町総合事務組合規約の変更及び財産処分について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第26号「福井県市町総合事務組合規約の変更及び財産処分について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第26号「福井県市町総合事務組合規約の変更及び財産処分について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号「平成30年度若狭町一般会計予算」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。9番、北原武道君。

○9番(北原武道君)

反対討論を行います。

予算書137ページに、歴史上の人的文化遺産顕彰事業というのがあります。これは、町行政が公費と職員を使って、佐久間勉という特定人物の顕彰行事を行うものです。

昨年より予算額がふえています。これは、生花の値段が上がった、郵便料金が上がったからだということです。今、町は行財政改革を行っています。各分野で経費のカットが行われています。そんな中で、このイベントは聖域になっています。アンタッチャブルな扱いをされています。つまり、行政が手をかけてはいけないという位置づけになっているということを暗に物語っていると思います。

実は、もともとこのようなイベントは行政が主催してはならないのです。

誰を尊敬するか、誰を偉人と考えるかは個人の内心に属する事柄です。行政権力が個人の内心に介入することは、憲法第19条によって禁止されています。私が本予算に反対する主な理由は、本予算がこのように憲法違反の内容を含むからです。毎年言ってい

ることですけども、内心の自由は国家神道や教育勅語によって、戦前の政府が国民をマインドコントロールし、我が国と世界に大惨禍をもたらした歴史を反省し、その教訓の上に築かれた自由権で、基本的人権の一部を構成するものです。佐久間勉個人について言えば、勤勉努力家で職務を全うした立派な先人であったと、私も認識をしています。また、偉大な人物であったと町民の多くが思っていると思います。

しかし、仮に100%の町民が、佐久間勉は郷土の偉人だ、顕彰する必要があると思っていたとしても、それを行政が行ってはならないのです。町民への強制になります。顕彰は、町民または町民有志が、自由意思によって行わなければなりません。私が町会議員をやらせていただいた当初、2009年、本町には若狭町偉人顕彰会、佐久間勉艇長遺徳顕彰会、松木長操奉賛会、若狭膳臣奉賛会という行政のダミー組織があり、顕彰行事を行っていました。驚くべきことに、若狭町偉人顕彰会会費という名目で、集落区長が町民から顕彰行事の資金集めをさせられていたのです。行政が町民の内心を土足で踏みじっていたというほかありませんでした。私が改善を訴えたところ、若狭町偉人顕彰会は廃止され、新しく民間の顕彰組織、佐久間勉艇長遺徳顕彰会、松木神社奉賛会、若狭膳神社奉賛会がスタートしました。そして、松木長操と若狭膳臣の顕彰行事は町行政が関与することなく、それぞれの奉賛会が行うようになりました。

これに反して、佐久間勉艇長遺徳顕彰式典だけは、ダミー組織ですらない、町行政そのものが主催するようになってしまいました。これは歴史の逆行です。

私が本町で偉人顕彰の問題点を指摘した2009年当時、福井市が橋本左内の顕彰行事を、永平寺町が松平昌勝の顕彰行事を、それぞれ行政が主催して行っていました。しかし、どちらもその次の年からは民間主催に変わりました。いまだに偉人顕彰を行政が主催して行っているのは、少なくとも福井県内では、本町の佐久間勉艇長遺徳顕彰式典だけです。戦前の社会は、個人の多様な考え、多様な生き方を認めませんでした。特定の人物を美化・偶像化し、生き方の手本にしました。まきを背負った二宮金次郎像が今も残っている学校がありますが、その名残です。

佐久間勉について言えば、佐久間勉本人に責任のないことですが、彼の人生が戦争美談に仕立て上げられ、木口小平などとともに戦前の修身の教材、軍国主義教育の教材にされていたという事実を消すことはできません。内心の自由に無神経な社会、基本的人権が根づいていない社会、封建的な空気によどんだ社会が、現代の人々にとって住みやすい社会であろうはずがありません。自由な空気を求めて若者が流出するとも言われます。自然の空気がすがすがしい若狭町です。社会の空気もすがすがしいものになれば若者にとってどんなにか住みやすい町になることでしょう。

一言で言うと、国民の基本的人権を現実のものにすること、これが行政機関と公務員の任務です。これが憲法の本質です。憲法が生きる社会、自由で暮らしやすい社会を築くため、町行政と町職員はその先頭に立たなければなりません。私は、本町が社会の進歩から取り残されることがないように願って、憲法違反の本予算案に反対します。ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、渡辺英朗君。

○3番（渡辺英朗君）

私は、議案第27号「平成30年度若狭町一般会計予算」に賛成の立場で討論をいたします。

まず、歳入歳出の予算総額は9億7,259万円に定められ、前年度の当初予算及び選挙後に肉づけされた6月補正予算の時点で比較すると、7,931万6,000円の減額、率にして0.81%の減少となり、全体的に抑制が図られています。

歳入では、町税が1億7,604万3,000円で、前年度比1,804万1,000円の減額の見込みとなり、人口減少や地域経済の低迷による影響が依然続いていることが見受けられます。

また、歳入の39.7%を占める地方交付税については、3億8,700万円と、前年度比1,700万円の増、率にして0.4%の微増となっているものの、合併から13年が経過し、普通交付税の中身は減少傾向にあります。引き続き収納率の向上や、ふるさと納税の推進、企業誘致による歳入財源の確保に努めていただくことを願うものであります。

歳出では、総務費1億3,331万4,000円で、前年度比2,080万2,000円の減額、率にして1.56%の減となり、事業の見直しや職員数の管理による抑制が図られています。

次に、民生費と衛生費については、年々介護や医療などの社会保障費が増加する中、限られた予算で町民への福祉の充実と、持続的な事業の実施を図っています。

次に、農林水産業費と商工費については、国や県の有意な補助金などを活用しながら一次産業の支援や地域経済の振興に努められようとしています。

次に、土木費と消防費は、自然災害が頻発する中、必要額を維持し、道路整備や防災、公共事業により、住民の安全・安心な環境づくりや、生命・財産を守ることに配慮がなされています。

次に、教育費では、ICTの活用やALTによる英語教育の推進が図られている点を

評価し、また、今後は小中学校の適正化について検討がなされるので、将来の若狭町にとってふさわしい学校のあり方が見出されることを期待します。

以上、全体的に厳しい財政状況にある中で、先にまとめられた若狭町行財政改革プランに基づき適正な予算編成がなされており、若狭チャレンジプロジェクト事業や、常神半島交流人口拡大モデル事業、あかちゃんスマイル事業など、若者や子育て世代に向けた政策的経費も盛り込まれている点も評価するところであります。

また、本年秋には年縞博物館の開館や、50年ぶりとなる「福井しあわせ元気国体・大会」の開催、福井県にゆかりの深い幕末明治福井150年博が県内各地で開催されます。先ほど、北原議員が教育費、社会教育費の中の歴史上の人的文化遺産顕彰事業を憲法違反と批判されましたが、そもそも憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」は、内心においては絶対的に自由ということであり、特定の思想を強制したり、それによって不利益な扱いをしたり、思想、表明を強制することを禁止するものであります。若狭町が実施しているこの事業は、町として佐久間勉艇長の功績をたたえるもので、町民の参加は自由であり、特定の思想を強制したり、これに従わないから不利益を与えるものでもありません。政教分離の観点からいえば、神事も別に行われており、何ら憲法に反するものではありません。明治より150年の節目を契機として、郷土の偉人である佐久間勉艇長、また、義民、松木庄左衛門、膳臣を初めとする立派な方々をさらに顕彰し、遺徳を町内外に発信していただくことを望むものであります。

若狭町は自然豊かで、歴史的、文化的な資源に恵まれたすばらしい町です。この町が未来にわたり存続するため、財政健全化を目指す行財政改革プランスタートの平成30年度若狭町一般会計予算を中心として、適正かつ効率的に執行され、さらなる交流人口の拡大と町の発展を期待し、賛成討論といたします。

○議長（原田進男君）

次に、原案に反対者の発言を許します。12番、小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

私は、議案第27号の反対討論を行います。

今回の予算は合併10年間の優遇措置が終了して、交付税が若狭町の一つの町としての一本算定の完全移行がなされる平成32年度までの5年間で、段階的に縮減される一丁目一番地の大事な予算ですが、福祉に関する減額が多く、住民には非常に暮らしにくくなる予算と言わざるを得ません。

若狭町の町民温泉入浴券も対象になっております。入湯税が日帰り分で674万3、

200円入っております。もともと入湯税は目的税なので、これは積み立てて修理費等に回すべきものであると私は思っております。一般質問でも申し上げましたが、財政改革を進めるには、町としての事業として本当に住民にとって必要か否か、費用対効果を精査し、各事業を取りやめにしたりするような予算組みには見えません。財政改革は私も進めなければいけないと思っております。

ここで町長が健全財政に向けて書いておりました下段の、「住民の笑顔は元気に輝く、活力ある若狭町を意味しております。笑顔が絶えず、そして満ちあふれる若狭町を住民の皆様と一緒にあってつくり上げていきたいと考えております」と述べられております。高齢化が進む現状の中、弱者に厳しい議案第27号に、私は反対をいたします。

○議長（原田進男君）

原案に賛成者の討論はありませんか。13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

私は、ただいま議案となっております議案第27号「平成30年度若狭町一般会計予算」について、賛成の思いを込めて討論をしたいと思っております。

特に今、反対討論がございましたが、その中で、きららの湯の問題が出ましたので、私なりにいろいろ調べたことで、このことでお話ししたい、このように思います。

実は今現在、きららの湯に対して若狭町は、金銭的なプラスというものは一切ございません。まだ、実はマイナスになっておるわけです。といいますのは、きららの温泉からは、指定管理者からは約147万円の温泉水の使用料をいただいておりますが、それはきらら温泉の電気代に全てまた還元している。こういうことが一つございますし、もう一つは入湯税は確か613万円であったと思うが、たしかそういう入湯税の見積もりをしておりますが、確かに一旦それも若狭町へは入りますが、1.1倍、テンパーセントアップで、すなわち700万円近い金が指定管理料としてきらら温泉に出ているというのが今まで現状でした。さらに、若狭町としてはきらら温泉の大家ですから、家屋、建物、それからいろんな設備、これの補修、修繕、維持管理に若狭町が努めなければならないということに、現在までなっていたわけです。それはこの4月からは、先ほど申しました温泉水使用料は当然いただいて、これは電気代としてお返しすることになるかもしれませんが、入湯税の613万円は、今度は一切彼らには還元いたしません。若狭町が蓄えることとなります、将来のきららの温泉のいろんな改修に向けて、かつ、また新たに年間240万円の指定管理料を、今までは実は若狭町がきららに払っていた、今度はきららから240万円もらう。こんなことをしますと、今年度1,000万円近い財源が若狭町にたまる、こういうことになるわけです。

確かに町民の健康増進や、あるいはいろんな話題性、お話し合いをしながら融和にさせていただくためには、いい施設であることは違いありませんけども、そのために今まではずっと出費してきた。ところが、だんだん入場者もふえて、今度は指定管理者自身が自立してやってもらわないと困るというふうなことから、この4月からは指定管理料をいただいたり、あるいは入湯税はもうバックしない、全部若狭町で抱えるんだというふうな考え方が当然必要なわけです。

今までは余りにも恵まれ過ぎてきた、若狭町がお金をどんどん出し続けてきたということです。これ、一般の商売で考えますと、企業的にはごく常識なやり方であると思います。だから、5,000円が5,500円でしたでしょうか、回数券が値上がりするということは、これは仕方がない。それだけ、1割上げた分は、指定管理者がサービスをよくして、お客さんをどんどん、これから企業として、若狭町に頼るのではなく、企業として自立していただく企業に成長してもらわんといけない。この大きな試練が、これから出てくると思います。

私は今回の予算を見ながら、やっぱり福祉の問題、福祉の問題で、実は反対が出たら賛成討論はどうしようかと思ったのですが。特に、私が心配しております心身障害者の4級に関しては、今まで2分の1補助していた。それを3分の1の補助に改める。それで300万円浮かすということ。

2つ目が、高齢者の予防接種、インフルエンザ、1,300円補てんしていたのを、1,000円の補てんにやめる。補助を少なくする、これで100万円浮かすということ。これについては、近隣市町村では一番高いというか、不利な補助率のようでございます。あるいは、がん検診で75歳以上の方は無料だったのが、負担をしてもらおう、これで60万円。この辺については、言うなればインフルエンザの予防接種して、それでインフルエンザにかからない。補助率を下げたために、インフルエンザの注射を、もう嫌だと言って、その人は受けず、インフルエンザにうつってしまった、そのための治療、どちらが得でしょうか。

もう一点はデマンドタクシー。これは300円から500円にするようです、1回。隣の小浜市は200円であると、きのう言ってました。これで140万円ほど浮かそう。今言った4点で、500～600万円、とにかく改革しようと、こういうことですが、この4項目については、私は行政の弱いものいじめとしか考えられません。こういうことに反対討論してもらったら、そうであるなというふうに思ったのですが、残念ながらきららの湯でしたので、それに対して、私は本議案に対しての賛成討論とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第27号「平成30年度若狭町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（原田進男君）

起立多数です。したがって、議案第27号「平成30年度若狭町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号「平成30年度若狭町国民健康保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第28号「平成30年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第28号「平成30年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第29号「平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第29号「平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「平成30年度若狭町直営診療所特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第30号「平成30年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第30号「平成30年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「平成30年度若狭町介護保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第31号「平成30年度若狭町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり

り、決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第31号「平成30年度若狭町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「平成30年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第32号「平成30年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第32号「平成30年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号「平成30年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第33号「平成30年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第33号「平成30年度若狭町農業者労働災害共済

事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号「平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第34号「平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第34号「平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号「平成30年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第35号「平成30年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第35号「平成30年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号「平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第36号「平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第36号「平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号「平成30年度若狭町営住宅等特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第37号「平成30年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第37号「平成30年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号「平成30年度若狭町土地開発事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第38号「平成30年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第38号「平成30年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号「平成30年度若狭町水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第39号「平成30年度若狭町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第39号「平成30年度若狭町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号「平成30年度若狭町工業用水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第40号「平成30年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第40号「平成30年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号「平成30年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第41号「平成30年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第41号「平成30年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号「財産の処分について（北前川区）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第42号「財産の処分について（北前川区）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第42号「財産の処分について（北前川区）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号「財産の処分について（大鳥羽区）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第43号「財産の処分について(大鳥羽区)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第43号「財産の処分について(大鳥羽区)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号「町道路線の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第44号「町道路線の変更について」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第44号「町道路線の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号「町道路線の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第45号「町道路線の廃止について」は、委員長の報告のとおり、決定すること

に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第45号「町道路線の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号「若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレア若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定期間変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第46号「若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレア若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定期間変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第46号「若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレア若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定期間変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第47号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第４７号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４８号「嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第４８号「嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第４８号「嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４９号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第４９号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第４９号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第6号「米の生産費を償う価格下支え制度」の創設を求める請願に対する討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

本請願、採択賛成の立場で討論を行います。

政府は今年度から米の生産調整、つまり減反を廃止しました。同時に、生産調整に伴って交付していた米の直接支払交付金も廃止しました。減反しないで米をつくっていいですよ。米が余って値下がりするかもしれません。米の値段が生産費を下回って赤字になっても補償しませんよと、こういうわけですね。今後は生産者、生産団体みずから米余りが生じないような米生産を行わなければなりません。この先、米づくりはどうなっていくのか。米価の乱高下が心配などの声広がっています。直接支払交付金の廃止は、頑張ろうとしている大規模農業者ほど大きなダメージになります。

本請願は、欧米では当たり前になっている経営を下支えする施策、つまり、米の価格が生産費を下回らないようにする制度を確立することを求めるものです。私は本請願、採択すべきものと考えます。ありがとうございます。

○議長（原田進男君）

次に、原案に反対者の発言を許します。11番、清水利一君。

○11番（清水利一君）

それでは、この案件は、昨年12月定例会で請願を提出されたものですが、県議会を初め、近隣市町で不採択という結果を出されていきました。ただ、当委員会では慎重にも慎重に継続して審査をしてきたつもりでございます。これは言うまでもなく、減反制度のあり方が変化傾向にあります。

1つには、飼料用米などの転作助成の交付金がふえていること。2つには、農家の減収を穴埋めするための収入保険制度の新設をされていること。3つには、農地、大規模化する体質を強化することということで、全国規模で供給量を調整し、全国農業協同組合中央会、いわゆるJA全中は、国にかわる生産量の配分を求められていくんだろうと思います。18年、初年度の減反が廃止されても、厳しい米余りや値崩れなど、懸念される混乱は避けられそうな傾向でありました。このことで、JA全中、全農の動きについても注視をしてまいりましたが、何らその動きもなく、今回、継続審査に区切りをつけて不採択すべきものと結論づけるものであります。

以上、この請願を不採択とする反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

平成29年請願第6号「米の生産費を償う価格下支え制度」の創設を求める請願を、採択することに賛成の諸君は起立願います。

[起立少数]

○議長 (原田進男君)

起立少数です。したがって、請願第6号「米の生産費を償う価格下支え制度」の創設を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

～日程第45 諮問第1号から日程第46号 諮問第2号～

○議長 (原田進男君)

次に、日程第45、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第46、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の2議案を、一括議題とします。提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長 (森下 裕君)

それでは、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の説明を申し上げます。

現在、若狭町内では、法務大臣の委嘱を受けた6名の人権擁護委員の方が活動されております。このうち、竹内傳太夫氏と久保やす代氏の2名の方が、平成30年6月30日をもって任期が満了となります。

そこで、諮問第1号におきまして、中村正人氏を、また、諮問第2号におきましては、赤尾典子氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長 (原田進男君)

提案理由の説明が終わりました。別室にて議案の詳細説明を受けるため、ここで暫時休憩します。

(午後 2時27分 休憩)

(午後 2時43分 再開)

○議長（原田進男君）

再開します。諮問第1号についてお諮りします。本件は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見書のとおり答申することに決定しました。

次に、諮問第2号についてお諮りします。本件は、お手元に配付した意見書のとおり答申したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見書のとおり答申することに決定しました。

～日程第47 議員の派遣について～

○議長（原田進男君）

次に、日程第47、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおりそれぞれの議員を派遣することにいたします。なお、緊急を要する場合には、議長において決定したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。これをもって、平成30年第1回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月2日の開会以来、本日まで22日間にわたり、提案されました平成29年度の補正予算並びに条例の制定、一部改正を初め、平成30年度一般会計予算を初めとする特別会計、企業会計予算、指定管理者の指定など、重要議案につきまして終

始熱心に、また、慎重に御審議いただき、本日ここに全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

さて、平成30年度から、若狭町行財政改革が本格的にスタートします。町のさらなる発展を期するためには、これまでも増して、行財政改革の基本姿勢をしっかりと踏まえ行政運営に当たることが重要であります。本定例会において可決されました諸議案の執行に当たりましては、住民への丁寧な説明と適切な情報開示によって、適切かつ効果的な執行を心がけていただくことを願うものであります。

最後に、本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼を申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月2日の開会以来、本日まで22日間にわたり、平成29年度若狭町一般会計及び特別会計などの補正予算、そして、各種条例関連、また、平成30年度における若狭町各会計の予算、さらには、財産の処分や指定管理者の指定など、数多くの重要案件について御審議を賜りました。

その間、議員の皆様方には、提案させていただきました議案に対しまして、本会議並びに各常任委員会において、御熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました御意見、御指摘につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えております。

さて、いよいよあす、3月24日土曜日でございますが、午後1時に待望の三方五湖スマートインターチェンジが開通をいたします。このスマートインターチェンジは、ETCカードにより24時間利用が可能となります。この開通により、名勝三方五湖やレインボーライン、常神半島などの魅力ある観光地などへのアクセスが、格段に向上をしております。

そして、4月に入りますと、旧岬小学校を改修し整備をしております、みさき漁村体験施設や、熊川宿の空き家を改修したシェアオフィスなど、新たなスポットも次々とオープンをしております。

さらに、秋に向けましては、県の年縞博物館のオープンや、「福井しあわせ元気国体」の開催など、来る平成30年度は、若狭町にとりまして、交流人口に拡大につながる、さまざまな追い風となると私は思っております。私は、これらの絶好のチャンスをつかえ、連携と交流をテーマに、若狭町の宝である観光、歴史、あるいは文化の資源を活

用して、交流人口、また関係人口の拡大に結びつける施策をしっかりと前に進めてまいります。ハード事業からソフト事業へと切りかえてまいります。

そんな中、町の大きな課題でもあります健全財政に対する取り組みですが、これにつきましては、平成29年度に策定をいたしました「若狭町行財政改革プラン」に基づき、行財政改革を着実に進めてまいります。現在、平成29年度の年度末に向けた各事業の取りまとめの中におきましても、最小の経費で最大の効果を上げるべく、除雪費の経費など、各課予算の不用額につきましては、コスト意識の徹底により確実に残額として残してほしいと、職員に指示をしたところであります。残を残すことにより、財調の積み立てもふえるわけでございますので、これらに向けて努力を傾注し、それぞれ課長職中心に進めてまいります。

そして、平成30年度からは、給食センター、図書館業務の一部民間委託など、行革に向けた取り組みをスタートさせていただきます。さらには、イベントや各種補助金制度など従来の事業や制度、やり方につきましても改革に向けた見直しをさせていただきたいと思っております。議会を初め町民の皆さんには、行財政改革の趣旨を十分に理解をいただき、何とぞ御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、施政方針でも申し上げましたが、町民の笑顔は、元気に輝く、活力ある若狭町を意味しております。笑顔が絶えず、そして満ちあふれる若狭町を、町民の皆様と一緒になっけてつくり上げたいと考えております。今後も、町民の皆さん、議員の皆様方の御理解と御支援を賜りながら行政運営に当たってまいりますので、さらなる御指導、御鞭撻をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

結びになりますが、今後の若狭町のさらなる発展と、皆様方の御健康、御多幸を切にお祈りを申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(午後 2時54分 散会)